

横浜市立大学における動物実験の実施に関する規程

制 定 平成 22 年 4 月 1 日 規程第 164 号

最近改正 平成 31 年 4 月 1 日 規程第 55 号

(前文)

大学等における動物実験を伴う生命科学研究は、人の健康・福祉・先端医療の開発展開のみならず、動物の健康増進等における研究分野の進展においても必要な手段である。

本規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下「飼養保管基準」という。）、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）」（以下「基本指針」という。）を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」（以下「ガイドライン」という。）を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験等の実施方法を定めるものである。

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、横浜市立大学（以下「本学」という。）における動物実験等を適正に行うため、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続き等動物実験の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第 2 条 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針及び「動物の殺処分方法に関する指針（内閣府告示）」その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

2 動物実験等の実施にあたっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代り得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）の 3 R（Replacement, Reduction, Refinement）に基づき、適正に実施しなければならない。

(適用範囲)

第 3 条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる

すべての動物実験等に適用する。

(定義)

第4条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「動物実験等」とは、本条第2号に規定する実験動物を教育、試験、研究、又は生物学的製剤の製造その他科学上の利用に供することをいう。
- (2) 「実験動物」とは、動物実験等のため、本条第5号に定める施設等で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む）をいう。
- (3) 「飼養保管施設」とは、実験動物を恒常的に飼養し、若しくは保管し、又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (4) 「実験室」とは、実験動物に実験操作(実験操作のため実験動物を48時間以内において一時的に保管する場合を含む。)を行う動物実験室をいう。
- (5) 「施設等」とは、飼養保管施設及び実験室をいう。
- (6) 「動物実験実施者」とは、動物実験等を実施する者をいう。
- (7) 「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (8) 「動物実験計画」とは、動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (9) 「管理者(部局長)」とは、学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理し、当該施設等を設置し、又は変更する場合に、その責任者となる者をいう。
- (10) 「実験動物管理者」とは、管理者(部局長)を補佐し、実験動物の飼養及び管理に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。
- (11) 「飼養者」とは、実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 「管理者等」とは、学長、管理者(部局長)、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (13) 「指針等」とは、動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。
- (14) 「部局」とは、各研究科、附置研究所及び附属病院をいう。

第2章 組織

(学長の責務)

第5条 学長は、本学における動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管を最終的な責任者として統轄する。

- 2 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、施設等の設置及び利用の承認、動物実験を行う者への教育訓練、自己点検、評価、情報公開、その他動物実験の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第3章 動物実験委員会

(委員会の役割)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、又は調査し、学長に報告し、又は助言する。

- (1) 動物実験計画が指針等及びこの規程に適合していること。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 実験動物の飼養保管状況及び施設等に関すること。
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係諸法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価に関すること。
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること。

2 委員会は、審議結果を学長に提出すると同時に審議結果について学長に承認を受けるものとする。

3 前項において、実験計画等が適正に実施されていないと認めるときは、実験の中止その他必要な措置を学長が命ずることができる。

4 委員会は、必要に応じて各部局に運営部会を設置することができる。

(委員会の構成)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 若干名
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者 若干名
- (3) その他学識経験を有する者 若干名
- (4) その他学長が必要と認める者 若干名

2 委員は、学長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第8条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は学長が指名し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員会の招集等)

第9条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことが出来ない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、必要に応じて持ち回りにより開催することができる。

4 委員会には必要に応じて学長が参加し、意見を述べるができる。

5 委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

6 委員は、自らが動物実験責任者となる実験計画の審査に加わってはならない。

7 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

第10条 前条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第4章 動物実験等の実施

(動物実験等の承認等)

第11条 動物実験責任者は、動物実験等によって取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次の各号に掲げる事項を踏まえ、所定の様式により動物実験計画書を作成し、学長の承認を得なければならない。承認を得た実験計画を変更しようとする場合も同様とする。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性に関すること。
- (2) 代替法の利用 動物実験等の実施に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。
- (3) 実験動物の選択 動物実験等の実施に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、次に掲げる事項を考慮し、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。

ア 動物実験等の目的に適した実験動物の種の選定

イ 動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数

ウ 実験動物の遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件

- (4) 苦痛の軽減 動物実験等の実施に当たっては、科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によって行うこと。
 - (5) 致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等の苦痛度の高い動物実験等を行うに当たっては、動物実験を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること。
- 2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会の審査を経てその承認又は不承認を決定し、その結果を当該動物実験責任者に通知する。
 - 3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、動物実験等を行ってはならない。
 - 4 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等をする場合、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針等に基づき、動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

(動物実験等の実施)

第12条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、指針等を遵守するとともに、特に次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 学長による承認を受け、適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。

- ア 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - イ 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮
 - ウ 適切な術後管理
 - エ 適切な安楽死の選択
- (3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的・化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び本学における関係する規程等に従うこと。
- (4) 物理的及び化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
- (5) 動物実験等の実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
- (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術にあつては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

（実験実施中及び実施後の報告）

第13条 動物実験責任者は、動物実験計画の実施期間が年度をまたぐ場合には、所定の様式により動物実験経過報告書を作成し、委員会を通じ、学長に報告しなければならない。

- 2 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、所定の様式により動物実験（中止・終了）結果報告書を作成し、使用実験動物数、計画からの変更の有無等、成果等について委員会を通じ、学長に報告しなければならない。

第5章 施設等

（飼養保管施設の設置）

第14条 飼養保管施設を設置（変更を含む。）する場合は、管理者（部局長）が、所定の様式により「飼養保管施設設置承認申請書」を委員会に提出し、学長の承認を得なければならない。

- 2 学長は、前項の申請書の提出があつたときは、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により承認又は非承認を決定し、当該施設等管理者に通知するものとする。

- 3 管理者（部局長）は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設での飼養若しくは保管又は動物実験等を行わせることができない。

（飼養保管施設の要件）

第15条 飼養保管施設の設置等に係る要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 実験動物管理者が置かれていること。
- (2) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等であること。
- (3) 実験動物の種及び飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (4) 床及び内壁等の清掃又は消毒等が容易な構造で、器材の洗浄及び消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (5) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (6) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(実験室の設置)

第16条 飼育保管施設以外において、実験室を設置(変更を含む。)する場合は、管理者(部局長)が、所定の様式により「実験室設置承認申請書」を委員会に提出し、学長の承認を得なければならない。

2 学長は、前項の申請書の提出があったときは、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により承認又は非承認を決定し、当該施設等管理者に通知するものとする。

3 管理者(部局長)は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等(48時間以内の一時的保管を含む。)を行わせることができない。

第17条 実験室の設置等に係る要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 排泄物、血液等による汚染に対して清掃又は消毒等が容易な構造であること。
- (2) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走した場合にも捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第18条 管理者(部局長)は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

(施設等の廃止)

第19条 施設等を廃止する場合は、管理者(部局長)は、所定の様式により「施設等(飼養保管施設・動物実験室)廃止届」を、委員会を通じ、学長に届け出なければならない。

2 管理者(部局長)は、必要に応じて動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

第6章 実験動物の飼養及び保管

(実験動物の飼養及び保管)

第20条 管理者(部局長)及び実験動物管理者は、実験動物の導入、健康管理等実験動物の飼養保管に関するマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知しなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第21条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第22条 管理者(部局長)は、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関から、実験動物を導入しなければならない。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(給餌・給水)

第23条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。

(健康管理)

第24条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

第25条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一の施設内で飼養又は保管する場合は、その組合せを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保存及び報告)

第26条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育状況、病歴等に関する記録を整備及び保存しなければならない。

2 管理者(部局長)は、年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類及び数等について、委員会を通して、学長に届出なければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

第27条 管理者等は、実験動物を譲渡する場合は、当該譲渡を受ける者に対し、その特性、飼養又は保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

(輸送)

第28条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めなければならない。

第7章 安全管理

(危害防止)

第29条 管理者(部局長)は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めておかななければならない。

2 管理者(部局長)は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3 管理者(部局長)は、実験動物に由来する感染症の発生及び実験動物による咬傷等の事故に対して予防の措置を講じ、並びに感染症及び咬傷事故等の発生時にとるべき措置を定めておかななければならない。

4 管理者(部局長)は、毒へび等の有毒な実験動物を飼養又は保管する場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を定めておかななければならない。

5 管理者(部局長)は、実験動物の飼養や動物実験の実施に無関係の者が実験動物に接触しないよう、必要な措置を講じておかななければならない。

(緊急時の対応)

第30条 管理者(部局長)は、地震、火災等の緊急時にとるべき措置に関する計画をあ

らかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

- 2 管理者(部局長)は、緊急事態が発生したときは、速やかに実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めなければならない。

第8章 教育訓練

(教育訓練)

第31条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、次の各号に掲げる事項に関する所定の教育訓練を受けなければならない。

- (1) 関係法令、指針等及び本学の規程等
- (2) 動物実験の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保及び安全管理に関する事項
- (5) その他、適切な動物実験の実施に関する事項

2 前項に定めるもののほか、教育訓練の実施に関し必要な事項は、委員会が定める。

3 学長は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存しなければならない。

第9章 自己点検・評価・検証

(自己点検・評価・検証)

第32条 学長は、委員会に、基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わせなければならない。

2 委員会は、動物実験の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、管理者(部局長)、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者及び飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めなければならない。

第10章 情報公開

(情報公開)

第33条 学長は、本学における動物実験等に関する情報(動物実験に関する規定、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、検証の結果、動物実験委員会の構成等の情報)を毎年1回程度公表するものとする。

第11章 補則

(準用)

第34条 第3条に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めなければならない。

(適用除外)

第35条 畜産に関する飼養管理の教育、研究若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物(一般に、産業用家畜と見なされる動物種に限る。)の飼養又は保管、及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、この規程を適用しない。

(実施規定)

第36条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(規定等の廃止)

2 この規程の施行に伴い、横浜市立大学における動物実験の実施に関する細則、公立大学法人横浜市立大学福浦キャンパス動物実験の実施に関する規程、公立大学法人横浜市立大学福浦キャンパス動物実験倫理委員会規程、公立大学法人横浜市立大学福浦キャンパス動物実験倫理委員会規程、公立大学法人金沢八景キャンパス動物実験委員会規程、公立大学法人金沢八景キャンパス動物実験指針、公立大学法人鶴見キャンパス動物実験委員会規程、公立大学法人鶴見キャンパス動物実験規程、公立大学法人鶴見キャンパス動物実験委員会運営要綱、公立大学法人横浜市立大学木原生物学研究所動物実験委員会規程、は廃止する。

附 則

この規程は、平成 27 年 9 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

平成 年度 横浜市立大学 動物実験計画書

横浜市立大学 学長 殿

横浜市立大学における動物実験の実施に関する規程 第 11 条に基づき、下記のとおり報告します。

提出年月日：平成 年 月 日

受付年月日：平成 年 月 日

1) 新規 変更 (旧承認番号)

2) 研究課題	
---------	--

	氏名 (フリガナ)・職	キャンパス・部局・所属	連絡先 ・ 教育訓練受講状況	
3) 実験責任者			Tel	
			e-mail	
			教育訓練	※責任者は教育訓練受講者であること

4) 実験実施期間	承認後 ~ 平成 年 3 月末日 ※ 実施期間は、最長でも 3 年以内					
5) 飼養保管施設及び実験室	飼養保管施設 (部屋番号)			実験室		
	6) 動物種	系統	実験使用予定匹数*	繁殖の有無	入手先 (導入機関名)	総使用匹数

7) 特殊実験区分 (該当項目を全て■)	<input type="checkbox"/>	1. 感染実験 安全区分： <input type="checkbox"/> BSL1 <input type="checkbox"/> BSL2 <input type="checkbox"/> BSL3			
	<input type="checkbox"/>	2. 遺伝子組み換え動物使用実験 区分： <input type="checkbox"/> P1A <input type="checkbox"/> P2A <input type="checkbox"/> P3A			
	<input type="checkbox"/>	3. 放射線同位元素・放射線使用実験			
	<input type="checkbox"/>	4. 化学発癌・重金属使用実験・毒物使用実験			
8) 動物実験の種類 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/>	1. 試験・研究	動物実験を	<input type="checkbox"/>	1. 検討したが、動物実験に代わる手段がない。
	<input type="checkbox"/>	2. 教育・訓練	必要とする理由	<input type="checkbox"/>	2. 検討した代替手段の精度が不十分だった。
	<input type="checkbox"/>	3. その他	(選択項目を■)	<input type="checkbox"/>	3. その他 ()

9) 想定される苦痛の 카테고리 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/>	B. 脊椎動物を用い、動物に対してほとんど、あるいはまったく不快感を与えないと思われる実験。				
	<input type="checkbox"/>	C. 脊椎動物を用い、動物に対して軽度のストレスまたは痛み (短時間持続する) を伴うと思われる実験。				
	<input type="checkbox"/>	D. 脊椎動物を用い、回避できない重度のストレスまたは痛み (長時間持続する) を伴うと思われる実験。				
	<input type="checkbox"/>	E. 無麻酔下の脊椎動物に、耐える限界に近い、またはそれ以上の痛みを伴うと思われる実験。				
10) 動物の苦痛軽減、排除の方法 (該当項目を全て■)	<input type="checkbox"/>	1. 短時間の保定・拘束および注射など、軽微な苦痛の範囲であり、特に処置を講ずる必要はない。				
	<input type="checkbox"/>	2. 科学上の目的を損なわない苦痛軽減措置は存在せず、処置できない。				
	<input type="checkbox"/>	3. 麻酔薬・鎮痛剤等を使用する。※具体的な「薬剤名・投与量・投与経路」を下欄に記入				
	薬品名		投与量		投与経路	
	<input type="checkbox"/>	4. 動物が耐えがたい痛みを伴う場合、適切な時期に安楽死など人道的エンドポイントを考慮する。				
	<input type="checkbox"/>	5. その他 (具体的に記入；)				

11) 安楽死の方法 (該当項目を全て■)	<input type="checkbox"/> 1. 麻酔薬等の使用 ※具体的な「薬剤名・投与量・投与経路」を下欄に記入					
		薬品名		投与量		投与経路
	<input type="checkbox"/> 2. 炭酸ガス					
	<input type="checkbox"/> 3. 中枢破壊 (具体的に記入： _____ 法、理由 _____) <input type="checkbox"/> 4. 安楽死させない (その理由： _____)					
12) 動物の死体の 処理 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/>	1. 大学内で焼却				
	<input type="checkbox"/>	2. 動物実験施設に委託				
	<input type="checkbox"/>	3. その他 (具体的に記入： _____)				
13) その他必要 または参考事項	(過去の動物実験計画書承認実績、学内の関連委員会への申請状況、動物実験に際して動物実験施設に持ち込む機器、飼養保管施設・実験室の承認状況などを記入する)					
14) 遺伝子組換え 実験安全委員会へ の申請・承認状況	<input type="checkbox"/> 審査中 <input type="checkbox"/> 承認済(右欄に番号記入) <input type="checkbox"/> 組換え体を用いない			承認番号 (遺伝子組換え実験申請書)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 現在,審査中の場合					
	1. 遺伝子組換え実験安全委員会に、提出・審査されている申請書(未承認)のコピーを本計画書に添付し提出。 2. 後日、遺伝子組換え実験安全委員会で申請書が承認されたら、承認された申請書のコピー(承認番号・公印有)を提出すること。					
	<input checked="" type="checkbox"/> 既に,承認済の場合 ・承認番号を右上欄に記入し、承認された申請書のコピー(承認番号・公印有)を本計画書に添付すること					

15) 実験目的：(学術的目的をできるだけ簡潔に記入する。)

16) 実験の概要 (研究計画と方法について、その概要を記入する。)

※「7) 特殊実験区分」に該当する場合、具体的に使用する 微生物、薬品名と使用量、投与方法 等を記入すること。

17) 実験方法 (① 動物に加える全ての処置、②使用動物数の根拠 に関して具体的に記載するとともに、「想定される苦痛の 카테고리」や「動物の苦痛軽減・排除方法」等と整合性を持たせる。)

委員会記入欄	審査終了：平成 年 月 日
	修正意見等：
	審査結果
	<input type="checkbox"/> 本実験計画は、横浜市立大学における動物実験の実施に関する規程等に適合する。 (条件等 <input type="checkbox"/> 遺伝子組換え実験安全委員会の承認後、実験を開始すること。条件付承認)
	<input type="checkbox"/> 本実験計画は、横浜市立大学における動物実験の実施に関する規程等に適合しない。

承認欄	承認：平成 年 月 日
	本実験を承認します。 承認番号：
	横浜市立大学 学長 印

本動物実験計画 及び 実施者一覧

※ 実験責任者が不在の際、本実験計画に関し連絡を取れる実施者を 1名指名し、氏名の左に「○」を記入すること。

18)		氏名 (フリガナ)・職	キャンパス・部局・所属	連絡先・教育訓練受講状況	
				※教育訓練を受講済の者は、 受講済の欄をチェックする。□→■	
1	実験責任者			Tel	
				e-mail	
				教育訓練	※責任者は教育訓練受講者であること
2	実施者			Tel	
				e-mail	
				教育訓練	<input type="checkbox"/> 受講済 ※未受講者は、教育訓練を受講すること
3	実施者			Tel	
				e-mail	
				教育訓練	<input type="checkbox"/> 受講済 ※未受講者は、教育訓練を受講すること
4	実施者			Tel	
				e-mail	
				教育訓練	<input type="checkbox"/> 受講済 ※未受講者は、教育訓練を受講すること
5	実施者			Tel	
				e-mail	
				教育訓練	<input type="checkbox"/> 受講済 ※未受講者は、教育訓練を受講すること
6	実施者			Tel	
				e-mail	
				教育訓練	<input type="checkbox"/> 受講済 ※未受講者は、教育訓練を受講すること
7	実施者			Tel	
				e-mail	
				教育訓練	<input type="checkbox"/> 受講済 ※未受講者は、教育訓練を受講すること
8	実施者			Tel	
				e-mail	
				教育訓練	<input type="checkbox"/> 受講済 ※未受講者は、教育訓練を受講すること
9	実施者			Tel	
				e-mail	
				教育訓練	<input type="checkbox"/> 受講済 ※未受講者は、教育訓練を受講すること

横浜市立大学 動物実験 経過報告書

横浜市立大学学長 殿

1) 承認番号		提出年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日
2) 研究課題		

	氏名 (フリガナ)・職	キャンパス・部局・所属	連絡先 ・ 教育訓練受講状況	
3) 実験責任者			Tel	
			e-mail	
			教育訓練	※責任者は教育訓練受講者であること

横浜市立大学における動物実験の実施に関する規程 第 13 条に基づき、下記のとおり報告します。

4) 動物実験実施期間

承認された動物実験の実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 3 月末日
本報告書で報告する動物実験実施期間(1 年間)※	平成 年 月 日 ~ 平成 年 3 月末日

※本年が新規申請した年度の場合は、承認された日からとする。

5) 動物実験に使用した動物数

動物種	系統	動物数**			
		(A) 承認された動物数	(B) これまでに報告 済みの総数	(C) 本期間内に実験 に使用した数	(B) + (C) の数
	合計				

** : (B) 欄は、当該実験の開始から前年度までに実験に用いた動物の累計数を記入。

(C) 欄は、本期間内に使用した動物の数を記入。

承認欄	承認：平成 年 月 日 本経過報告書を確認しました。 横浜市立大学 学長 印
-----	--

横浜市立大学 動物実験(中止・終了)結果報告書

横浜市立大学学長 殿

1) 承認番号		提出年月日 年 月 日	受付年月日 年 月 日
2) 研究課題			
3) 実験責任者	氏名 (フリガナ)・職	キャンパス・部局・所属	連絡先 ・ 教育訓練受講状況
			Tel
			e-mail
		教育訓練	※責任者は教育訓練受講者であること

横浜市立大学における動物実験の実施に関する規程 第 13 条に基づき、下記のとおり報告します。

4) 承認された動物実験の実施期間	平成	年	月	日	～	平成	年	3 月	末日
5) 実験(終了・中止)年月日	平成	年	月	日	6) 実験動物の処分年月日	平成	年	月	日

7) 動物実験に使用した動物数

動物種	系統	動物数		
		(A) 承認された動物数	(B) 実験に使用した数	(A) と (B) の数の違い
	合計			

8) 実験の結果	<input type="checkbox"/> 計画通りに実施 <input type="checkbox"/> 一部変更して実施 <input type="checkbox"/> 中止 ※左記をチェックし、その概要(①~③)について下記に記述		
①結果の概要 (簡潔に記載)、②成果→本実験で得られた業績 (例: 雑誌論文・図書等について、著者名、論文標題、雑誌名、巻・号、発行年、頁、出版社名などを記載)、③承認された動物数と使用した (実験に使用・不使用を含む) 動物数に差異がある場合の理由			
①結果概要:			
②成果:			
(③: 動物数の差異理由:)			

承認欄	承認: 平成 年 月 日 本(中止・終了)結果報告書を確認しました。 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 横浜市立大学 学長 印 </div>
-----	--

様式 4

設置承認番号 ()

飼養保管施設 設置承認申請書

横浜市立大学学長 殿

管理者 (部局長)

氏名

印

横浜市立大学における動物実験の実施に関する規程 第14条に基づき、下記の飼養保管施設設置の承認について申請します。

申請年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日

1. 飼養保管施設 (施設) の名称	キャンパス 建物名 (階) : 部屋名称 (番号等) :
2. 施設の管理体制	<p><管理者 (部局長)> 所属 職名 氏名 連絡先</p> <p><実験動物管理者> 所属 職名 氏名 連絡先 関連資格 : 経験年数 :</p> <p><飼養者> (人数が多い場合、別資料として添付) 所属 職名 氏名 連絡先 関連資格 : 経験年数 :</p>
3. 施設の概要	1) 建物の構造 : (例 : 鉄筋コンクリート造) 2) 空調設備 : (例 : 温湿度制御、換気回数等) 3) 飼養保管する実験動物種 : 4) 飼養保管設備 (飼育ケージ等) 規格 : 最大収容数 :

	<p>5) 逸走防止策 (ケージの施錠、前室の有無、窓や排水口の封鎖など)</p> <p>6) 衛生設備 (洗浄・消毒・滅菌等の設備) 名称： 規格：</p> <p>7) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策</p>
<p>4. 特記事項 (例: 化学的危険物質や 病原体等を扱う場合等 の設備構造の有無等)</p>	
<p>5. 委員会記入欄</p>	<p>調査月日： 年 月 日</p> <p>調査結果： <input type="checkbox"/> 申請された飼養保管施設は適合する。 (条件等 <input type="checkbox"/> 改善後、使用開始すること。) <input type="checkbox"/> 申請された飼養保管施設は適合しない。</p> <p>意見等</p>
<p>6. 承認欄</p>	<p>承認： 年 月 日</p> <p>本申請を承認します。 設置承認番号：</p> <p style="text-align: right;">横浜市立大学 学長 印</p>

添付資料

- 1) 施設の位置を示す地図
- 2) 施設の平面図

